

広島県告示第千二十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十一年十一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
手崎B地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市・区	町・丁目	地番	標柱番号
尾道市	吉浦町	二八八一番一	標柱一号
		二八九〇番六	標柱二号
		二八九〇番五	標柱三号及び四号
		二八七七番三	標柱五号
		二八七八番	標柱六号
		二八七八番地先道路敷	標柱七号